

受講費
無料

令和3年度 公益社団法人 米沢法人会 税制セミナー

年末調整 セミナー



会社が給与を支払うときに、従業員の給与や賞与(ボーナス)から所得税を徴収することが「源泉徴収」です。本来徴収すべき所得税の一年間の総額を再計算し、源泉徴収した合計額とあらためて比較することで、「過不足金額」を調整することが「年末調整」です。調整したのち余分に源泉徴収していた場合、その差額は従業員に還付されるという仕組みです。

毎年米沢税務署と市町が主催して「年末調整説明会」を開催しておりますが、今年はコロナ禍により、現在は、未定となっておりますので、このセミナーで令和3年度の変更点などを研修していただきます。

日時

令和3年 **11月25日(木)** 14:00
16:00

会場

伝国の杜 2階 会議室
米沢市丸の内1-2-1 (TEL 0238-26-2666)

内容

**「令和3年度分
年末調整事務における留意点」**

講師

米沢税務署 担当官

定員

先着50名
(1社2名まで)

申込

下記申込書により
FAXにてお申込みください。
申込締切日: **11月18日(木)**

※米沢税務署から事前に送付された資料をお持ちください。

なお当日は、申告用紙等の配布は行いません。

※同会場にて、令和3年度版『年末調整のしかた』を販売いたします。必要な方はお求めください。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じた上で開催いたします。感染状況の変化により制限人数を変更する場合がございますので予めご了承ください。体調の異常が確認された方は入場をお断りする場合がございます。情勢により中止する場合がございます。

公益社団法人 米沢法人会 ☎22-5401 FAX 21-5909

米沢法人会
新入会員
募集中!

お問い合わせ この案内チラシはホームページでもご覧いただけます。 URL www.y-houjin.or.jp

(公社) 米沢法人会行き **FAX 0238-21-5909**

11月25日(木)「年末調整セミナー」参加申込書

| | |
|------|-----------------|
| 会社名 | 住所 |
| 参加者名 | TEL FAX 参加者名 |

令和3年版

年末調整のしかた

▶ 法人会会員の皆様へ 定価2,200円(税込)・令和3年10月刊行予定

- 年末調整に必要なすべての事項を分かり易く解説!!
- 令和3年度の改正内容及び適用事項を完全網羅!!
- 巻末に年末調整に関するQ&A275問(予定)を収録!!
- ミスをしないためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による様式記載例などを取り入れて実務的に解説!!

令和2年版
年末調整のしかた
※画像は前回版です
2色刷折込付録
10月下旬刊
予約受付中
特別付録 令和3年版の目録275に答える(収録!!)
— 税理士 大蔵財務協会

| 主な内容 | 令和3年分の年末調整における主な留意事項 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 2色刷折込 年末調整の事務手順表 ● 各種控除のチェックポイント一覧表 ● 各種控除額の早見表 ● 各種税額表 ● 社会保険・雇用保険の各種保険料額表 ● 年末調整に必要な各種控除などの解説 ● 年末調整の計算例、様式記載例などの具体的実務 ● 年末調整終了後の整理事務 ● 1月の源泉徴収事務 ● 給与所得者の確定申告 ● 電子計算機等による年末調整 ● 賞与に対する税額の計算方法 ● 災害被害者に対する救済 ● 国外居住親族に係る扶養控除等の適用 ● 源泉控除対象配偶者と同一生計配偶者について ● 年末調整手続の電子化 ● 源泉徴収事務に必要な用語の解説 ● 年末調整の質問275(予定)に答える | <ol style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除の特例の延長等 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の取得等に係る消費税が10%の場合に住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長されました。 ② 上記①に該当する場合で床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても対象となります(適用対象者の適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限りです)。 ※ 居住用家屋を新築する場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日、分譲住宅(居住用家屋で建築後使用されたことのないもの)若しくは既存住宅を取得する場合又は増改築等をする場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日の間に契約が締結されており、かつ、令和4年末までに入居することを要件として特例が受けられます。 ※ 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。 給与所得控除の改正 <ul style="list-style-type: none"> ① 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。 ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。 基礎控除の改正 <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎控除額が10万円引き上げられました。 ② 合計所得金額が2,400万円を超える給与の支払を受ける人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える給与の支払を受ける人については基礎控除の適用はできないこととされました。 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設 <ul style="list-style-type: none"> その年の給与の収入金額が850万円を超える人で、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額(その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。 税務関係書類における押印義務の見直し <ul style="list-style-type: none"> 行政コストの削減や感染症の拡大防止を図る観点から、税務手続きの負担軽減、対面手続きの省略が求められています。そこで、納税者等の押印が必要とされていた税務関係書類について、一部を除き、押印が不要とされました。 ※ 令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。 年末調整手続の電子化 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月以降の年末調整においては、給与の支払を受ける人がその支払者に提出する控除申告書に、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータを添付して提出することができるよう手当てされました。 |

発行 一般財団法人 大蔵財務協会 ホームページURL <http://www.zaikyo.or.jp> E-mail: info@zaikyo.or.jp
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1-14-1(財協ビル) TEL03-3829-4141 FAX03-3829-4001

※ 申込書にご記入いただく個人情報につきましては、お申込書籍の発送のほか、弊会刊物等や催事のご案内に使用させていただく場合がございます。
※ 弊会個人情報保護方針につきましては、ホームページにてご確認ください。

HC-39 送料サービス

令和3年版 年末調整のしかた 冊

申込書

■ご住所(〒 -) TEL () - FAX () -
☑ FAX・メルマガ会員(新刊案内等)募集中 ご希望の方は√印 □

メールアドレス
■ご名称

■ご担当者名

お申し込み先 公益社団法人 米沢法人会 → FAX 0238-21-5909